

地域協議会への当事者委員の参画について（案）

1 委員構成の変更

地域協議会は、現行の設置要綱第3条に規定している「大田区障がい者施策推進会議委員」に「障がい当事者の委員」を加えて構成していく。

※ 当事者委員は、地域協議会のみでの参加とする。

2 選出方法

団体等からの推薦により、3名の委員（身体・知的・精神）を選出する。

3 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
平成 29 年 8 月	設置要綱の改正
平成 29 年 8 月～9 月	当事者委員の選出
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 2 月	第 2 回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 ※大田区障がい者施策推進会議とは別日開催

4 当事者委員の参画にあたって

必要に応じて以下の取組を実施していく。

- ① 事前の説明や情報提供
- ② 資料作成の配慮（ルビふり、わかりやすい言葉での記載等）
- ③ 議事進行の配慮（わかりやすい説明、休憩時間の設定、○×カードの導入等）
- ④ 職員や介助者による補助
- ⑤ その他必要な支援や配慮（本人からの申出に応じて対応）